

# 武雄市農業委員会

平成29年11月総会議事録

平成29年11月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年11月6日(月)  
(開会)午後14時00分 (閉会)午後15時30分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者34人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見		○
末藤良郎	○		(欠 員)	—	
中村和仁		○	本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義	○	
西村元吉	○		松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第3号 農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第4号 農用地利用配分計画(案)について	
議案第5号 武雄市非農地証明について	2件

5. 議事内容 以降記載

---

## 《開会》

---

**事務局長**        それではただ今から、平成29年11月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

                  今日は、3番 中村 和仁 委員、20番 山北義見 委員より欠席の届け出がっております。欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

                  それでは、会長よろしく申し上げます。

---

## 《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長**        皆さんこんにちは。米の収穫が終わり、これから大豆の収穫、裏作づくりにとりかからないといけないという忙しい中、ご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

                  今日の昼のニュースを見ますとトランプ大統領が来日されております。アメリカはTPPからは脱退を表明されましたが、今後は、日米の貿易協定FTAについて、アメリカとの交渉が大きな課題ではなかろうかと思えます。今回の来日の目的にはそのような農業問題も入っているのではないかと思いますので、皆さんも大いに注視していただきたいと思えます。

                  また、11月3日に武雄市の市政功労者表彰が行われました。受賞された4名の委員の皆さん、どうもおめでとうございます。今後とも農業委員としてご活躍されることを期待しております。

                  それでは、ただ今から平成29年11月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。

                  本日の議事録署名人に、13番 馬場征三郎 委員、33番 相原経憲 委員を指名いたします。

                  それでは、審議に入る前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局から報告してください。

**事務局**        先月皆様にご審議いただきました案件は4条が1件、5条が9件ございました。このうち5条については現在8件の許可が出ております。

                  農地転用後の事業計画変更申請 及び 農地法第5条の規定による許可申請が1件ございました。これも県知事の承認が出ておりますが、「1. 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。2. 承認時から3年間、6月末、12月末に農業委員会に対し、利用状況報告を行うこと。」との条件が付されています。承認日から3年間これを守っていただくこととなります。

                  以上ご報告申し上げます。

会 長 事業計画変更については条件付きの許可になったということで報告がありました。

〇〇番委員 その報告書は県まで進達するのですか。

事務局 利用状況報告は県に進達するものではありません。武雄市の農業委員会で管理をするものです。

会 長 「利用状況報告」については今後、農業委員会の総会の席上で「こういう報告がありました。」と委員の皆様へ報告したいと思っておりますので、ご承知おき願いたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声多数あり)

---

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 では議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が7件提出されております。このうち1番の案件については、〇〇番〇〇〇委員が譲受人ですので、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限により、〇〇委員さんにつきましては、議案第1号1番の議事開始から終了まで退席をお願いします。1番を討論採決後、残りの2番から7番についての審議を行います。

(〇〇番委員退席)

会 長 では1番の案件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。  
申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田3筆、2,682㎡。「譲渡人が高齢のため維持管理できないので、耕作者に譲渡したい。」というものです。農地の価格は3筆で〇〇万円です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、議案第1号第1番の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員 議案に書いてあるとおり、高齢ということで小作者に譲渡しておられています。

会 長 それでは地元の補足説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、

ご質疑等あれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長        それでは、他に意見も無いようですので、議案第1号第1番の質疑をとどめます。議案 第1号 第1番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長        異議なしと認めます。  
よって、議案 第1号 第1番、農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決しました。

それでは、第1番の審議が終わりましたので、〇〇委員さんを入室、着席させてください。

(〇〇番委員着席)

会 長        それでは、議事を続けます。議案第1号、2番から7番まで、6件の農地法第3条の許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局        議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、838㎡。「譲渡人が高齢で維持管理ができないため耕作者に譲渡したい。」というものです。こちら譲受人の経営面積が2,018㎡ということで5反要件を満たしておりませんが、申請地については南北を水路に挟まれ進入口がなく、譲受人所有の隣接農地からしか入れないということで「わのう」になっており、現在、譲受人が耕作をされております。よって施行令第2条第3項の特例措置に該当すると判断しております。農地の価格は1筆〇〇万円です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、224㎡。「譲渡人が市外在住で維持管理ができない。」というものです。農地の価格は1反あたり〇〇万円です。こちらも譲受人の経営面積は4,663㎡であり今回の分を含めても5反を満たしておりませんが、今回、同時に利用権設定を申請されており、そちらの面積を含めると5,000㎡を超えますので、5反要件は満たしております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田2筆、908㎡。「譲渡人が体調を崩し管理できないため譲渡したい。」と「譲受人の規模拡大のため」という理

由です。農地の価格は1反あたり〇〇万円です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、670㎡。「体調を崩し管理できないため譲渡したい。」です。農地の価格は1反あたり〇〇万円と高額でしたので申請者に確認したところ「お互いの間で決めた」との事でした。

申請番号6番。使用貸借権設定。〇〇町の田14筆、10,586㎡と畑3筆、1,012㎡、計17筆。経営委譲年金の再設定のため、親子間で契約を結ばれています。

申請番号7番。使用貸借権設定。〇〇町の田2筆、3,051㎡と畑4筆、2,463㎡、計6筆。こちらも経営委譲年金のための再設定です。

以上、6件とも判断基準を全て満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、地元委員から補足説明があるようでしたらお願いします。

〇〇番委員 2番の案件です。自分が元気なうちに処分をしたいという意向を、譲渡人はお持ちです。

会 長 他にございませんか。(なし)。それでは説明が終わりましたので、議案第1号、2番から7番までについて、ご意見、ご質疑等あれば出させていただきますと思いますけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第1号、2番から7番までについての質疑をとどめます。議案第1号、2番から7番までの、6件の農地法第3条の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、2番から7番までの、6件の農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決しました。

————— **《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請》** —————

会 長 次に2号議案に入ります。農地法第5条の規定による許可申請を議題とい

たします。農地法第5条の規定による許可申請が9件提出をされています。このうち1番と2番について10月30日に調査委員会を行いました。1番については調査委員会でも結論が出ず、本日の総会で全体的に協議をしていただきたいというのが結論でした。ですので、まず1番のみ事務局から説明をしていただいて、討議をしたいと思います。

## 事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の第1番について説明します。

申請番号1番。賃貸借権設定。〇〇町の田2筆、2,384㎡。「現在、〇〇業を営み、〇〇業については〇〇の申請手続中である。現在の営業所は借地で将来的に手狭になると予想されるため、現営業所の近隣の当該地を転用申請したい。」というものです。

現在は建物を借りて〇〇業をしておられますが、そこで〇〇業をするために、その建物が基準に該当しているかどうか〇〇の申請手続きをし、今その検査を受けており、11月にはその〇〇が出るのではないかとの事です。また今回、申請地に〇〇を計画されていますが、その〇〇も〇〇を受ける必要があるので、建物が建ったあとに改めて〇〇の申請をするということです。

次に、本日配布した追加資料について説明します。まず、配置図の差し替えます。調査委員会では資料3ページの配置図でご審議いただきましたが、駐車場の利用計画がよく分からないという意見があったため、駐車場について「何の用途に何台を使う」というのを記載していただいております。更に、国道からの出入り口のところが元々は砂利を敷くということでしたが、コンクリート舗装に変更しておられます。本日はこの図面で審議をお願いします。

更に追加で提出された「許可申請書追加資料」を読み上げます。

「現在、〇〇で〇〇を経営しておりますが、お客様の〇〇に対するご要望が多く、〇〇から遠くないエリアで、候補地を選定しました。〇〇で〇〇を始めましたが、手狭で思うような営業ができません。

また、今後〇〇から〇〇へのステップアップ、〇〇の併設も視野に入れており、現在の場所ではそこまでの広さが無いため、近隣で十分な広さが確保できる土地を検討し、新たな候補地として申請しました。お客様への十分なサービス提供のため、申請面積での許可をよろしく願い申し上げます。」

ということで、調査委員会でも「広すぎる」と議論になったので、それに対する補足説明として、こちらを追加提出されております。

農地区分の該当事項は、「概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」であり第1種農地、許可区分の該当事項は、「一般国道の沿道で流通業務の施設」であると判断しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

## 会長

事務局の説明が終わりました。1番の案件につきましては、10月30日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから、調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告を申し上げます。

平成29年10月30日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員により、武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による申請番号1番の、申請人〇〇の「〇〇及び〇〇」について、〇〇の〇〇氏 及び 〇〇の〇〇氏から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、一点目に、「〇〇と〇〇以外はバラスを敷くということだが、歩道や水路へバラスが入らないのか」という質疑があり、これに対して「水路との境界にはブロックを積みフェンスを設置するので自然落下はない。歩道の方には出ないように進入口付近にはコンクリートをする等検討したい」という回答がありました。

二点目に、「進入口は2m程度で、積載車は入れるのか。」という質疑があり、これに対し、「積載車はギリギリ入れる。防犯上の問題もあり広げる予定はない。」と回答がありました。

三点目に、「〇〇の申請手続き中ということだが、現在はどのような状態か。」という質疑があり、これに対しては「今は〇〇を受けていないので〇〇業しかできない状態である。現在、使用している建物で10月に申請が済んでおり、11月中には許可が下りる見込みである。転用許可後、〇〇を建設したら〇〇の申請手続きが改めて必要になる。」と回答がありました。

四点目に、「転用目的に対して、面積が広いようだが計画はどうなっているのか。」という質疑があり、これに対しては「2, 3年のうちには〇〇を受け〇〇や〇〇も行いたいと考えている。」と回答がありました。

以上、質疑等があり、議案第2号 申請番号1番の案件について、調査委員会としては、申請地の面積に対して計画が不透明であり、許可基準の判断ができず、現地調査にまで至りませんでした。そこで、計画の見直しを依頼しました。本日の資料にて、審議をよろしくお願いします。

会 長 はい、ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたが、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会 長 特にないようですので質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 事務局にお尋ねします。登記面積が2,384㎡で、求積表2,371㎡となっています。13㎡の誤差を説明して下さい。

会 長 これは、登記面積と、実測面積とに誤差がある場合の許容範囲として国が



認めているものです。

**事務局** 佐賀県農業会議から「登記簿面積と実測値に差がある場合の取り扱いについて」通知があっております。1,000㎡につき10.275㎡までは公差として認めると国土調査法により定められているということです。今回の差は公差の範囲内と考えます。さらに、申請は登記簿の面積でするようにと、県から指導がされております。

**〇〇番委員** この面積は許容の範囲ということですね。了解しました。

**〇〇番委員** 事務局にお尋ねします。「現在、〇〇で〇〇」と書いてあります。私は〇〇だけをしているものと思っていましたが、〇〇までしているのであれば、オイルが出るので、排水関係の基準も満たさないといけないはずです。下流は私たちの地区の水路になります。そこは県河川だから許可がいるはずですが。ここは認証を受けていますか。

**事務局** 今営業をしている場所は、元々ある建物等のリフォームをした後に、〇〇の申請を現在していて、11月頃には許可が出る予定との事です。

**〇〇番委員** 〇〇だけならいいですが、〇〇もしているということですよ。オイルが出るなら浄化槽にグリースピットが必要です。現在の場所では河川放流の許可が出ていないのではありませんか。

**会 長** 現在の営業所の事については調査委員会では説明がありませんでした。

**〇〇番委員** 調査委員会ではその点は何も言われませんでした。

**事務局長** 現在の営業所がどういう状況か事務局では把握しておりません。これは農地法というよりは水質汚濁防止法の話になるかと考えます。

**〇〇番委員** これが出た時点で農業委員会もかかわりを持ってきます。

**〇〇番委員** 指導は行政がきちんとして下さい。

**会 長** 調査委員会では2反3畝の転用に対して〇〇の面積が10分の1程度しかなく、また、〇〇であるのにバラス敷きであることや、今後の計画が不透明であるとの意見が出たところです。課題が多すぎるということで、全体で審議をすることになりました。

**〇〇番委員** 面積が広すぎるのが問題です。

会 長 普通は〇〇の駐車場となれば、コンクリートを張って、〇〇は大体奥のほうにくることが多いと思います。しかし、ここは〇〇がおもてにきています。調査委員会の時には資料が出ていませんでしたが、今日の資料では、従業員の駐車場が3台、〇〇の駐車場が12台、お客さんの駐車場が6台と、〇〇が真ん中にあるので、どこまで〇〇で、どこまでが〇〇か分かりません。

〇〇番委員 ここで許可をしても後で問題が出てくると思うので、取り下げてください。たほうが、よろしいのではないかと思います。

〇〇番委員 〇〇の案件で〇〇の前の、〇〇と〇〇の転用許可が出た場所は、その後全く手つかずの荒地のままです。あれはどうなりますか。

事務局 未着工なので報告を出してもらうように依頼しているところです。  
なお、先日委員さんから質問がございました分について報告します。平成10年以降で〇〇の関係で許可を受けた案件が〇〇件ありました。このうち許可後の事業計画変更が〇〇件ありました。事業が完了しているのは〇〇件で、このうち完了届まで出されているのは〇〇件でした。  
事業途中が〇〇件で、〇〇件が未着工です。

会 長 調査委員会では、ここは圃場整備がされている第1種農地ですので、計画に対して転用面積が広すぎるといふ委員さんの意見でしたが、申請人は「します」と言われました。今日追加で提出された書類でも内容的には変わりがないようです。

会 長 意見も出尽くしたようですので、1番の案件について質疑を打ち切ります。よろしいですか。

(「はい」の声多数あり)。

会 長 ではこの1番について採決を図りたいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

会 長 34名中34名反対ということで、不採決といたします。この後の手続きについては、局長から説明して下さい。

局 長 1番の案件については申請書類の受理をしておりますので、書類を返却することはできません。武雄市農業委員会の意見として「許可することに支障がある」という内容の意見書を付けて、県に進達します。そのあとは県の農産漁村課がどのような判断をされるか、内容については、来月の総会で報告

をいたします。

〇〇番委員     あとは県に一任するのですか。

局 長           転用の許可はあくまで県が許可権者ですので、そのようになります。

会 長           武雄市農業委員会としては「反対」ということで、県に出すということ  
です。

〇〇番委員     許認可権は県にあるわけですので、我々としては反対したという意見書を  
付けて県に出すということが良いと思います。

〇〇番委員     以前、市で認めたものが県で不許可になった事例があった。逆のパターン  
もあるのではないのでしょうか。

会 長           1 番の案件については、局長が説明した取り扱いをしますので、よろしく  
お願いします。

————— 《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請（つづき）》 —————

会 長           それでは議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の 2 番から 9 番  
まで、8 件について、事務局の説明をお願いします。

事務局          議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の 2 番から 9 番まで、8  
件について説明します。

申請番号 2 番。所有権移転。土地は〇〇町の畑 3 筆、1,511 m<sup>2</sup>。「現在休  
耕地であり、土地の有効活用を考え、共同住宅を建設したい。」というもので  
す。用途地域であり、第 3 種農地で「許可し得る」と判断しております。

申請番号 3 番。賃貸借権設定。〇〇町の田 1 筆、1,097 m<sup>2</sup>。「新幹線の高  
架橋他工事の工事用地として使用したい」というものです。貸借期間は平  
成 29 年 12 月 11 日から平成 31 年 4 月 10 日までとなっております。用  
途地域であり、第 3 種農地で「許可し得る」と判断しております。

申請番号 4 番。所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、607 m<sup>2</sup>。「子供の成  
長に伴いアパートが手狭になったため一般住宅を建設したい。」というもので  
す。用途地域であり、第 3 種農地で「許可し得る」と判断しております。

申請番号 5 番。所有権移転。土地は〇〇町の畑 1 筆、165 m<sup>2</sup>。「隣地の住  
宅を購入するにあたり、駐輪場として利用したい。」というものです。こちら

は、譲渡人の父が以前、住宅を増築した際に、誤ってこの農地まで駐輪場にしてしまった案件であり、始末書が添付されています。用途地域であり、第3種農地で「許可し得る」と判断しております。

申請番号6番。賃貸借権設定。土地は〇〇町の畑1筆、331㎡と田1筆、248㎡。「周辺道路の整備に伴い将来集客が見込まれるため、駐車場を拡張したい」という案件です。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。賃貸借権設定。土地は〇〇町の畑1筆、1,980㎡です。「現在休耕地で、高齢のため維持管理できない。土地の有効利用を考え太陽光発電施設を設置したい。」という案件です。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。賃貸借権設定。土地は〇〇町の田1筆、783㎡と畑1筆、117㎡。「新幹線工事の仮設栈橋及び重機等の作業ヤード、資材置場として使用したい。」という案件です。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号9番。所有権移転。土地は〇〇町の畑2筆。「飲食店が繁忙期に駐車場が不足するため、駐車場として整備をしたい。」という案件です。こちらは始末書が添付されています。

「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** はい、事務局から説明がありました。2番の案件につきましては、10月28日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

**調査委員会座長（〇〇番委員）**

それでは調査委員会の報告をいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による申請番号2番の、申請人 〇〇〇

○氏 の「共同住宅」について、○○○○の○○氏 及び ○○○○の○○氏 から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、一点目に、「日照問題は生じないのか。」という質疑があり、これに対し「駐車場を北側に、建物を南側に配置することで、北側の宅地及び南側の農地への日照は問題ない。」という回答がありました。

二点目に、「申請地までの道が狭いが工事用の大型車はどこから入る予定か。」という質疑があり、これに対し「これから業者との細かい打合せになるが、現在では南側から入る予定である。大型車は入れないので、小運搬で対応することになる。」と回答がありましたので、「近隣の方へ迷惑がかからないようにお願いしたい。」と依頼しました。

三点目に、「地盤調査は行ったのか。」という質疑があり、これに対し「申請地には高低差があり、1箇所しか地盤調査は行っていない。許可後に盛土を行い、あと数か所調査を行う予定である。」と回答がありました。

以上、質疑等がありましたが、議案第2号 申請番号2番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から、許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。2番の案件については調査委員会の報告が終わりでしたが、残る3番から9番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

○○番委員 6番の案件です。現地の立会に行きました。工事は福岡の業者が施行をしますので、隣接地にあいさつに行くようお願いをしました。また、駐車場の排水は農地側ではなく道路側溝に流していただくようお願いしましたので、そういう内容で申請がなされていると思います。よろしくご審議のほどお願いします。

会 長 ありがとうございます。他にございませんか。(なし。)他に無いようです。ので、質疑を開始します。何かございませんか。

○○番委員 申請番号7番についてお伺いします。賃借料はおいくらでしょうか。

事務局 年間10アール当たり○○○○円と記入されております。

○○番委員 了解しました。

会 長 他にありませんか。(なし。)他に無いようです。ので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号、農地法第5条の規定による申請番号2番から9番まで8件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による申請番号2番から9番まで8件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

---

**《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》**

---

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。

今回、法人へ貸借する案件のうち、15ページ、〇〇町の4番については、農地所有適格法人の要件を満たしておりませんので、解除条件付きの貸借となります。

では1ページをご覧ください。平成29年度第8号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。新規、	1件、	1筆、	3,540㎡。
	再設定、	7件、	16筆、	17,162㎡。
橘町。	田。新規、	1件、	2筆、	2,749㎡。
	再設定、	7件、	13筆、	26,365㎡。
朝日町。	田。新規、	2件、	4筆、	5,879㎡。
	再設定、	2件、	4筆、	3,265㎡。
若木町（なし）				
武内町。	田。新規、	1件、	3筆、	3,280㎡。
	再設定、	2件、	3筆、	5,483㎡。
西川登町（なし）				
東川登町（なし）				
山内町。	田。新規、	2件、	3筆、	1,497㎡。
	再設定、	2件、	3筆、	3,311㎡。
北方町。	田。再設定、	7件、	19筆、	30,344㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については17ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。私からですが、最初に説明した15ページの4番についてもう少し詳しく説明して下さい。

事務局 通常であれば農地所有適格法人しか貸借や所有権移転はできませんが、農地所有適格法人以外でも解除条件を付けた場合は貸借が可能ですので、その条件を付けて貸借を行うということです。

会 長 解除条件付きの意味を説明して下さい。

事務局 地域の農業者の方と適切な役割のもと、農業経営を継続的・安定的に行うということと、法人の場合は、その法人の業務を常時行う者が一人以上いることが条件です。通常の農地所有適格法人であれば事業要件が売上高の過半が農業という事で条件を満たしていますが、今回の場合は売り上げが事業要件を満たしていないので、その解除条件を付けたうえでの貸借になります。

〇〇番委員 4番の件ですが、ここは元々ハウスが建っていて、今は荒れた状態です。貸付人とハウスを建てた者とが異なっています。私に聞きにこられたので、どういう目的で、どのような事業経営をしたいのか、明確にした5か年計画を出して下さいと伝えたつもりです。

事務局 ありがとうございます。その計画も出していただいていますし、地域の農業者の方と適切に役割分担をして農業経営を継続的・安定的に行う旨と、常時従事しますという誓約書も出していただいています。

会 長 では〇〇〇〇が農業に進出をするということですか。

〇〇番委員 ハウスを作る人間を呼んでいるようです。何を作るかというというのは私は聞いていません。乾温機等もまだあるのをそのまま使うとの事です。新規でハウスを建てるわけではないので。

事務局 3番委員が言われたように、ハウスをできるだけ早く改修をして、来年の春頃には葉物野菜の栽培を開始したいとする旨の計画書を提出されています。

会 長 他に何かございませんか。(質疑なし)。他に意見もないようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成29年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

---

《議案第4号 農用地利用配分計画（案）》

---

会 長 次に、議案第4号を議題とします。武雄市農用地利用配分計画書（案）について農林課から説明をお願いします。

農林課 農林課の〇〇と申します。議案第4号についてご提案いたします。

今回、中間管理事業を活用した利用権設定について、2町から6件、12筆、16,071㎡の申し出がっております。先ほど第3号議案において、佐賀県農業公社の農地利用集積計画についてご承認いただいた件です。

このことについて、佐賀県農業公社から受け手への配分をするにあたり、武雄市の配分計画の案を農業公社へ提案する必要がありますので、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。

今回の配分計画案は、武雄町の田11筆、14,033㎡、橘町の田1筆、2,038㎡、合計で12筆の16,071㎡です。借受者は1経営体への配分となっています。始期は全筆とも平成29年12月1日から、期間は10年間、賃料は全筆とも10アール当たり〇〇万円です。

借受予定者の概要ですが、〇〇町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇歳です。父の〇〇〇〇さんと共同で認定農業者になられています。〇〇町内や〇〇町〇〇に約11ヘクタールの水田を耕作されております。主に米麦大豆を中心に野菜苗等の経営もされております。

今回の借受予定地の隣接農地で既に〇〇さんが耕作をされている事、地域の水田農業の担い手であること、〇〇町の〇〇内に他に借受け希望者がおられない事、また、〇〇さんご自身が町境に住んでおられることから、農業公社から〇〇氏への転貸を計画したところです。

なお、地区担当の農業委員さんとは事前に調整をしているところです。

つきましては、この配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 それでは議案第4号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用配分計画（案）に対する意見につきまして、武雄市農業委員会としては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。



(「はい」の声多数あり)

- 会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号 武雄市農用地利用配分計画(案)につきましては原案どおり承認することに決しました。

---

**《議案第5号 非農地証明》**

---

- 会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明につきまして、2件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案第5号、武雄市非農地証明願について説明します。  
申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、583㎡。こちらは「平成4年に農地転用許可を得たが、事業が完了せず、雑木が自生し山林の様相である。」というものです。非農地処理事務処理要領の該当事項は第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなつてから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆、195㎡。こちらは「昭和29年に自宅の拡張を行い、倉庫と庭園として利用していた。」というものです。非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であつて、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法勵行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 会 長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

- 会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

- 会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。  
議案第5号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「はい」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

---

《閉会》

---

会 長 それでは、本日提出されました議案・報告につきましてはすべて終了いたしました。  
以上をもちまして、平成29年11月の農業委員会総会を終わります。